

寒河江市パブリックコメント手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の政策形成過程における公平性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民等への説明責任を果たし、市民等と一体となった市政を推進するため実施機関が行うパブリックコメント手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) パブリックコメント手続 次に掲げる順に処理する一連の手続をいう。

ア 市の重要な政策等を決定する過程において、当該政策等に係る計画又は基本的な考えをまとめた文書(以下「計画等」という。)の案を公表し、市民等から意見及び情報(以下「意見等」という。)を募集する。

イ 募集に応じて提出された意見等を考慮し、計画等の策定に関し意思決定を行うとともに、当該意見等に対する市の考えを公表する。

(2) 実施機関 市長(水道事業管理者の職務を行う市長を含む。以下同じ。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(3) 市民等 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他の団体

ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内の学校に在学する者

オ パブリックコメント手続を実施する計画等に利害関係を有する
個人、法人及びその他の団体

(対象となる計画等)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる計画等は、次に掲げるものとする。

(1) 市の基本計画や基本的な考えを定める計画並びに市民生活及び事業活動に大きな影響を及ぼす計画の策定、変更又は廃止（以下「策定等」という。）

(2) 大規模な公共事業及び公共施設に関する計画の策定等

(3) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

2 実施機関（市長を除く。）は、パブリックコメント手続を始める前に、次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

(1) 計画等の名称

(2) 実施機関の名称

(3) 意見等の募集期間

(対象から除外できる計画等)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関がパブリックコメント手続の対象から除外することができる計画等は、次に掲げるものとする。

(1) パブリックコメント手続に準じた手続が法令等に定められているもの

(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の3の規定により設置されている附属機関が、パブリックコメント手続に準じた手続を経て答申等を行い、その答申等により策定したもの

- (3) 法令等の定めにより、実施機関の裁量の余地がほとんどないと認められるもの
- (4) 軽微な策定等と認められるもの
- (5) 迅速又は緊急を要するものと認められるもの

2 実施機関は、前項第5号に該当するとしてパブリックコメント手続を実施せず意思決定を行ったときは、その決定の理由及び当該計画等の内容を、第6条の例により速やかに公表しなければならない。

(計画等の案の公表)

第5条 実施機関は、計画等の意思決定を行おうとするときは、その決定の前に当該計画等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案（以下「案」という。）を公表するときは、次に掲げる事項及び資料をあわせて公表しなければならない。ただし、案に記載されている場合は、この限りでない。

- (1) 計画等の策定等を行おうとする趣旨、目的及び背景
- (2) 整理した論点及び案作成までの経過
- (3) 案の概要を記載した資料
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項及び資料

(公表の方法)

第6条 前条第1項の規定による案の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 当該案の所管課等における閲覧
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

(意見等の募集等)

第7条 実施機関は、案を公表したときは、公表した日から概ね30日以上の期間を設け、市民等から意見等を募集しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、実施機関は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、募集期間を短縮することができる。

3 市民等からの意見等の募集は、市報及び市のホームページへの掲載、並びに実施機関が必要と認める方法で行うものとする。

4 市民等が意見等を提出する方法は、次のいずれかによるものとする。

(1) 当該案の所管課等へ直接提出

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

5 市民等が意見等を提出するときは、住所(所在地)、氏名(名称)及び電話番号のほか、必要に応じて第2条第3号アからオまでのいずれかに該当することを実施機関に明示するものとする。

(提出された意見等の考慮等)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮し、計画等の策定に関し意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、寒河江市情報公開条例(平成元年市条例第5号)第6条第1項各号に規定する不開示情報に該当するものは除くものとする。

(1) 提出された意見等の概要及びその意見等に対する実施機関の考え方

(2) 案の修正の有無及び修正したときは、その修正内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

3 前項に規定する公表は、第6条の例により行うものとする。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、実施機関がその年度に実施したパブリックコメント手続の実施状況を取りまとめ、速やかに市報及び市のホームページに掲載し、これを公表するものとする。

2 公表する内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 計画等の名称

(2) 実施機関の名称

(3) 意見等の募集期間

(4) 提出があった意見等の数

(5) 計画等の策定に関し意思決定を行った時期

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に計画等の策定に関し意思決定を行う過程にあるものについては、この要綱の規定は、適用しない。ただし、実施機関において必要があると認める計画等については、この要綱の規定に準じた手続を実施するものとする。